

不審者対応マニュアル

(株) チャイルドケアサポート

トータス保育園

令和5年 12月作成

1. 日頃の基本的事項

(1) 玄関ドアの施錠

- 基本的に玄関ドアは常に施錠しておく。
- 送迎や来客の際は、必ず玄関ドアのガラスから相手を確認したうえで開錠する。

(2) 門の施錠

- 南花畑：登降園が多い 7:30~9:30、16:00~は開錠しておく。それ以外は小さい方の鍵のみ施錠。
- 保木間：常に 2 箇所（回し鍵と杭）をかける。
- 梅島：なし

(3) 夕方の施錠確認

- 夕方(合同保育)の時間は使わなくなった部屋から、窓の施錠やシャッターを確認していく。
- 基本的には、合同保育になる際、使わなくなった保育室の担任が施錠をする。
- 最終的には遅番が点検表に伴い全て施錠されているか確認する。

*門・窓ガラス・フェンス・外灯・鍵等に破損や不審な形跡が見られた場合は直ちに園長に報告し、必要に応じて修復、改善する。

(4) 情報収集

- A メールや保育課からのメールなどから日常的に情報を得る。得た情報はすぐに全職員に共有する。
- 必要に応じてコドモンのお知らせ機能で保護者にも情報共有し、警戒を促す。

2. 不審者のチェックと対応

(1) 不審に感じる来園者への基本的対応

- ① 可能な限り複数で対応する。
- ② 不審者は、犯罪に関わる者から迷惑行為にいたるまで範囲が広いので、その対応は相手に応じた適切な方法で行う。
- ③ 相手の顔色、目の動き、手足の動きなどに注意し相手から目をそらさない。状況を冷静に観察し、先入観にとらわれない。
- ④ 冷静かつ毅然とした態度や穏やかな言葉遣いを保ち相手の挑発に乗らない。「何かご用件はありますか?」「誰かお訪ねですか?」「ここでそのようなことをされますと、迷惑になりますのでやめていただけますか?」など
- ⑤ 相手の返答や状況によっては立ち入りを拒否、または退去を求める措置を講ずる。
- ⑥ 状況が重大で緊急を要する場合（下記チェック項目参照）は、速やかに 110 番通報を行う。
- ⑦ 不審な点が解消した場合は、速やかに質問を打ち切り、わずかな時間でも手間をおかけしたことに感謝の気持ちを表すことを忘れないこと。

(2) 不審者チェック

- ① 制止を聞かずに興奮状態である。
- ② 正当な理由なく暴力的な言動をとる。
- ③ 凶器(刃物、棒、銃、灯油やガソリンなどの液体など)を所持している。(隠し持っている場合もあるので、手の動きに注意)

*上記の行動が見られた際は、「カメさんが来ました」と園内に知らせ、速やかに警察に通報する。

結果的に通報するほどの事態とはならなかった場合でも、万が一ということもあり得るため、通報が遅れないようにする。また、危機的状況では混乱は避けられない、「多分通報しただろう。」「誰かが通報しただろう。」では手遅れになる危険性もある為、「重複してもかまわない。今すぐ通報しよう。」と心がける。

110番連絡表

第一声「事件です！」※緊急であること早く知らせる

- ① トータス保育園足立区〇〇
- ② 住所：足立区〇〇
- ③ 電話番号：〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
- ④ 連絡者氏名：〇〇〇〇です。
- ⑤ 概要説明：いつ・どこで・何があった・今の状況
- ⑥ 不審者の説明：人相・服装・逃走方向・特徴

(3) 退去を求める

- ① 言葉や態度に注意しながら、相手を刺激しないように丁寧に退去するよう説得する。受容的に話を聞く、相手を否定するような声掛けをしない、などの対応をする。
- ② 相手に近寄りすぎない。(最低1～2mは離れる)

(4) 園児や職員の安全を守る

- ① 園児に危害が及ぶ可能性が低い場合は、その場に待機し、すぐに避難できる体制をとる。
- ② 危害が及ぶ恐れがある場合は、不審者と距離を取って対応しつつ、園児を安全な場所に避難させる。
- ③ 不審者への対応は必ず複数人で行う。
- ④ 不審者の身柄拘束は警察に委ね、極力危険を冒さない。

(5) 一旦園から退去しても、再び近づいたり園周辺に居続けたりする可能性もあるので、しばらくの間は園内で様子を見る。

(6) 負傷者の保護

- ① 園児や職員に負傷者がいないか確認する。
- ② 負傷者がいる場合は、速やかに応急手当を行う。
- ③ 怪我の状況が重いようであれば、すぐに救急車を呼ぶ。

(7) 警察・区への状況報告

分かっている限りの情報を警察や区に報告する。

(8) 保護者へ報告

- ① 状況が終息次第、保護者に連絡する。必要に応じお迎えを要請する。
- ② 保護者に対する報告については、警察や本部と連携して行う。

3. 検証課題分析

最低でも年に一度は不審者訓練を行い、訓練後は反省会を行う。

(1) 該当ケースを詳しく分析し、不備などがなかったか確認する。

- ① 職員の対応での問題点
- ② 今後の対応方法の見直しなど

(2) 以下の防犯チェックポイントを検証の材料とする。

- ・園敷地で死角になるところはないか。
- ・フェンスや窓ガラス、鍵等の破損はないか。
- ・園敷地内の安全点検を定期的実施しているか。
- ・不審者対応の緊急事態を想定した役割分担や連絡体制を作成し、全職員が共通認識できているか

- 警察や地域と情報交換などをして連携が取れているか。

4. 散歩中に不審者に遭遇した場合

- 公園で不審者や迷惑行為者に遭遇した場合は、何か危害を加える様子がなくても、そこから離れ違う公園にする。または帰園を考える。その場合、園に連絡して行き先の変更を伝える。
- 散歩中に不審者に声をかけられた場合、職員1名が対応し、他の職員は子どもを保護することに徹しその場から離れ園に連絡する。園にいる職員は必要に応じその場に向かう、警察に連絡するなどの策を講じる。
- 散歩中に不審者に襲われそうになった場合、子どもの安全を第一優先し、その場からすぐに離れる。必要があれば大きな声を出し周りの人に助けを求める。状況が落ち着き次第、園に連絡。園にいる職員は必要に応じ現場に向かう、また警察に連絡する。